

シリーズ

インターネットを めぐる法律問題

ネット取引の契約成立 から名誉毀損まで

中島・宮本・畑中法律事務所
弁護士 宮本^{ただし} 督

実務資料としてご活用ください
発行・送付に関するお問い合わせはFORUM-M事務局まで

C O N T E N T S

1. 電子商取引における「契約の成立」に関する問題 2

契約は「承諾通知の利用者到達時」に成立
契約の成立に関する問題 / 契約成立の時期 / 契約の有効性に関する問題

2. インターネット上の取引と消費者保護 6

消費者契約法と特定商取引法による規制
消費者契約法がかかわる範囲 / 消費者契約法による規制 / 特定商取引法による規制

3. インターネット上の名誉・プライバシー侵害 10

ネット上で誹謗中傷等が行なわれた場合の対応策
ネット上で生じる名誉毀損の問題 / プロバイダー責任法の規定 / 掲示板管理者の責任 / 掲示板管理者による「記載削除」 / ネット上での名誉毀損発言への対処 / 「無視・黙殺」が有効なケースも

1. 電子商取引における「契約の成立」に関する問題

契約は「承諾通知の利用者到達時」に成立

インターネットの起源は、1969年に米国防総省の研究機関が相互にネットワークで接続したアーパネット(ARPANET)にあるといわれています。近年、インターネットの規模は急速に拡大し、現在では、全世界を結ぶグローバルなネットワークになってきました。その結果、個人・企業・政府機関は日々インターネットを通じて情報などのやり取りを行ない、もはやインターネットなしではビジネスや生活が成り立たない状況になっているといっても過言ではありません。

このインターネットは、単なる通信の一手段となるに止まらず、文化・社会・政治の各方面に極めて大きな変革を呼び起こしましたが、同時に、インターネットがかかわることで発生する法律問題も多岐にわたって見られるようになってきました。特に、インターネット上で商取引が行なわれるようになるにつれ、契約の成立やその有効性といった法律問題が発生するようになってきました。

さらに、消費者保護の問題や、あるいはインターネット取引の特性である対面取引でない点から生じる決済手段や本人認証の問題なども起きており、これらについては、立法的に解決されていない問題も多いのが現状です。

また、インターネット取引を利用した犯罪も多発しています。インターネット上において名誉の毀損や、知的財産権を侵害するなどの違法行為がなされた場合の対処法についても、従来のオフラインでの規制を前提とした法制度の枠組みを変容させざるを得ない場合もあります。

本シリーズでは、2回にわたりインターネットが提起する法律問題について解説しますが、本号においては、主にインターネット上で商取引を行なう際

のポイントとあわせ、インターネット上でなされる不法行為に対抗する方策などについて紹介し、次号においては、インターネットと著作権や特許権等のいわゆる知的財産権の問題を取り扱うことにします。

契約の成立に関する問題

インターネットで商取引を行なう場合、当然のことながら、売買などの契約もインターネット上で締結するのが通常でしょう。

まず、インターネット上で契約を締結する場合、契約の成立時期をどのように考えるのか、後日契約内容などについてクレームがつけられた場合、どう対応するかについて、オフラインでの取引との違いを説明します。ただ、後述するところからお分かりいただけるとおり、インターネット上の取引についても、すべてオフラインでの取引に関する法規制(民法・商法・刑法など)が前提となり、この基本となる法規制が、若干修正されているにすぎません。

したがって、いずれにしても民法や商法などに関する基本的な法律知識が必要になることには留意しなければなりません。

契約成立の時期

1) 契約成立の時点

契約は、申し込みの意思表示と承諾の意思表示の合致によって成立します。一般的には、契約の締結に際して契約書が作成される場合が多いと思いますが、契約書自体は、契約の成

立とその内容についての「証拠」となるだけで、契約を成立させる場合、必ず必要というわけではありません(つまり、口頭でも契約は成立することになります)。

このように、わが国の民法は、契約成立の方式について何らの制限も設けていないので、インターネットを利用した電子データの送受信によって契約を成立させることも当然可能です。ただ、どのような行為がされた時点で契約が成立することになるかは、別の問題です。

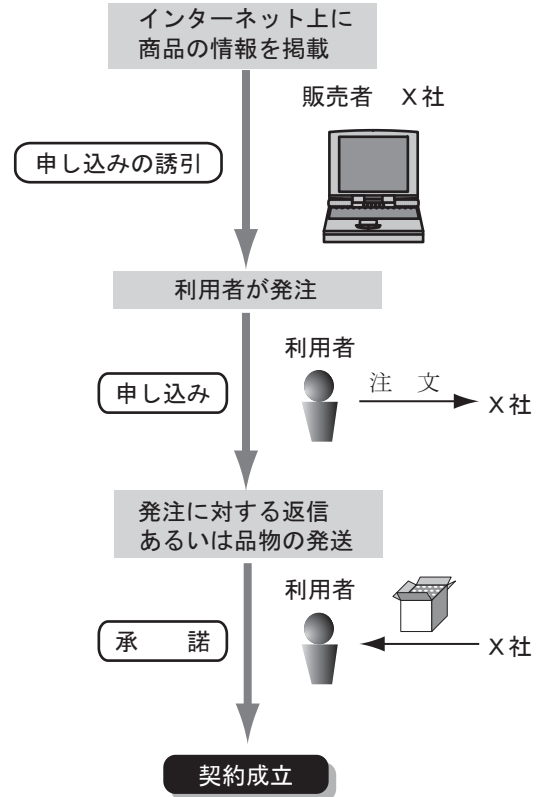
この点、販売者がインターネット上の画面に商品などの情報を掲載することは、販売者の「申し込み」ではなく「申し込みの誘引」に過ぎず、利用者がこれに応じて注文する行為が「申し込み」で、販売者がこの申し込みに応じて「承諾」することによって契約が成立すると考えられています(図1)。

そして、民法は、意思表示の成立については、原則として「到達時」とするのに対し(民法97条1項)、契約の承諾に限っては、「発信時」としてしています(民法526条1項)。これによると、上記の例では、販売者が承諾の意思表示を発信した時点(承諾する旨の電子メールを送信した時点)で売買契約が成立するということになります。

しかしながら、インターネット上の取引で、このような取り扱いがされることにはさまざまな批判的な意見があり、これを受けて「電子承諾通知」については、到達の時に成立とする法律が制定されました(電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律4条)。したがって、インターネット上の取引における契約は、「販売者が利用者の申し込みを受け、これを承諾する通知を発し、その承諾通知が利用者に到達した時点で成立することになるわけです(図1)。

これに対し、例えばインターネット上の通信トラブルにより、承諾通知のデータが相手方に到達しなかった場合には、契約は成立しないこ

■図1 電子商取引における契約の成立時期



※「電子承諾通知」(電子メールで承諾する旨のメールを送信するとき)はそのメール等の「到達時」に契約成立

なぜ「契約の成立時期」が重要なのか

契約がいつ成立するのか、という問題は、法律家に固有のマニアックな論点ではありません。

契約が成立した後、契約者は契約内容に拘束され、売買契約を例にすると、約定の期限までに、売主は契約目的物を引き渡す義務を負い、買主には売買代金を支払う義務が生じることになります。そして、相手方の了解が得られない限り、その契約を取り消したり、効力を解消させたりすることは決して容易なことではありません。

これに対し、契約が成立していない段階では、例えば、契約の申し込みをした者は、相手方の承諾があるまで(契約が成立するまで)の間、いつでも自由に(無理由で)申し込みの意思表示を撤回することができるのです。ですから、契約の成立・不成立は非常に重要な問題になってくるのです。

とになります。

また、文字化けなどによりデータの内容が解読不能になった場合も契約は不成立となりますが、その内容が異なって伝わった場合には、契約は一応成立するものの、契約の有効性の問題となります。

2) インターネットでの「書面の交付」

一方、契約の際に「書面の交付」を要件としている法律もあります。例えば、特定商取引法（旧訪問販売法）13条1項では、前払い方式の通信販売について、通販業者に承諾等の書面通知義務が課されています。

「書面」とは、紙媒体などに文字等が記されたものである以上、電子メールで代替することはできず、別途、ネットワーク外で書面を交付する必要があると考えられていましたが、「書面の交付等に関する情報通信の技術利用のための関係法律の整備に関する法律」が制定され、電子データなどを送信等することにより書面の交付に代えることができるように関係法規の改正がなされています。

契約の有効性に関する問題

1) インターネット取引における「錯誤」

では、契約が成立した後はどうなるのでしょうか。インターネット上でも、民法の「詐欺・強迫」などにより、契約の有効性が問われることとなります（図2）。例えば、成立した契約も、「法律行為の要素」と呼ばれる契約内容の核心部分に間違いがあれば、その意思表示は無効となります（錯誤。民法95条本文）。

インターネット上の取引において実際に「錯誤」が問題となる場合とは、大きく分けて、コンピュータの操作ミスにより誤った意思表示がされる場合（表示行為の錯誤）と、思っていた商品と実際の商品が違っている場合（内容の錯誤）の2つでしょう。

ただ、民法95条但書は、契約申し込み等の意思表示をした者に「重大ナル過失」がある場合、後に、錯誤により無効であることをその者が主張することは許されない旨を規定しています。これに関して、のコンピュータの誤操作という類型による錯誤については、これを防ぐ手段を施すことが可能です。

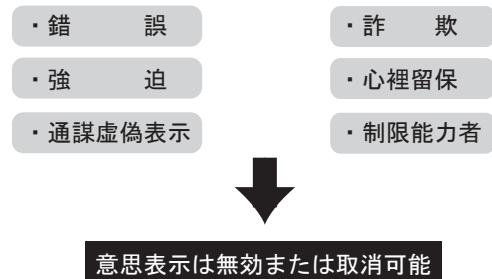
具体的には、購入者が申し込みを行なう際、その内容を確認する画面が再度表示されるようにプログラムを設定することが考えられます（図3）。そして、このような対応をとった場合にもかかわらず、誤った意思表示が行なわれた場合（内容確認画面を設けたにもかかわらず申し込み者が確認を怠った等のケース）には、申し込み者に「重大な過失」があるとされる可能性が高くなります（図3）。

販売者としては、そのような再確認画面を必ず用意することによって、利用者からのクレームなどをある程度封じることが可能になるわけです。

2) 未成年者の取消権の制限

また、未成年者は、法定代理人の同意がない場合には、その法律行為を取り消すことができますが（民法4条1項、2項）、このように、法律行為を確定的に行なう能力、すなわち「行為能力」が制限されている場合があることに

■図2 契約の有効性が問題となる事項



電子商取引だからといって特別なことはなく、一般の取引と同様に考える

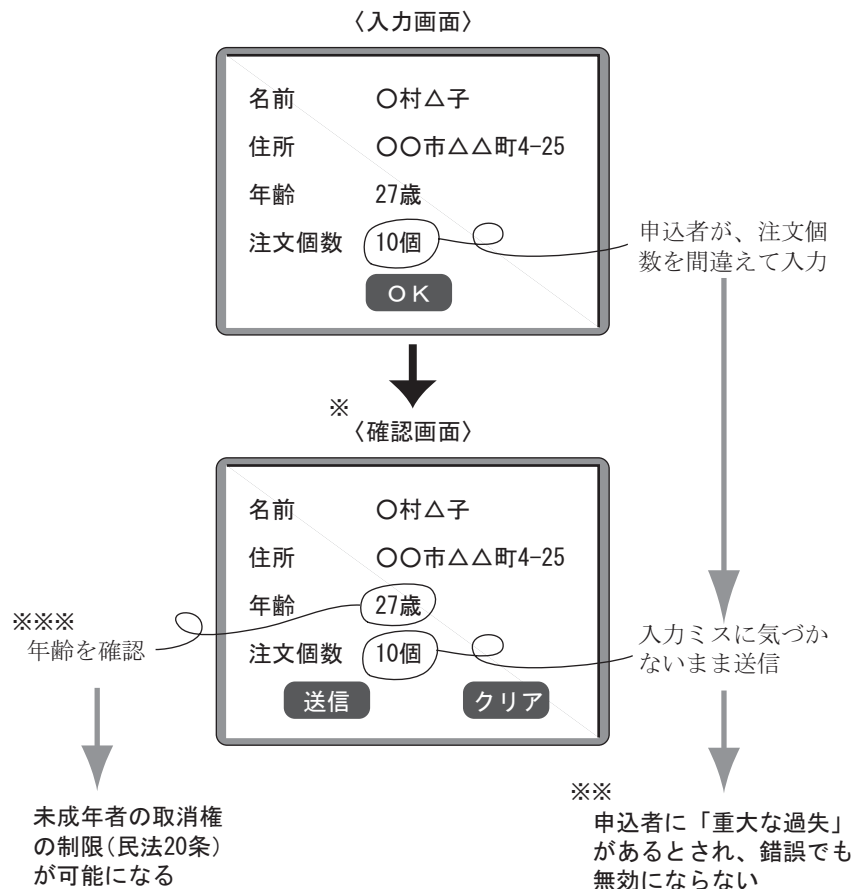
留意する必要があります。

未成年者のほかには、ほぼ常に法律行為の意味を理解する能力を欠いた「成年被後見人」(民法7条)、法律行為の意味を理解する能力が著しく不十分な「被保佐人」(民法11条)、法律行為の意味を理解する能力が不十分な「被補助人」(民法14条)という、3つの類型にあてはまる者の「行為能力」が制限され、これらの者による一定の行為が取消の対象となります。これはインターネット上の取引でも、一般の取引と異なることはありません。

インターネット上の取引の場合、対面取引で

はないうえ、利用が簡便であることから、通常取引形態以上に未成年者等が取引を行なう可能性が高いと思われます。このような状況下で、後日に未成年者等により契約取り消しを請求されるリスクを回避するため、インターネット上で取引を行なう者は、取引相手の年齢確認などを行なったうえで取引に入るべきでしょう(図3)。このような確認がされたにもかかわらず、未成年者が、例えば20歳以上である旨の回答をした場合には、取消権の行使が制限されることとなります(民法20条)。

■図3 契約の有効性



2. インターネット上の取引と消費者保護

消費者契約法と特定商取引法による規制

インターネットは、パソコン端末を通じて、各家庭にまで及んでいます。すなわち、インターネットを用いて商取引をしようとする業者は、消費者個人と直接取引することとなるわけで、その意味では各種消費者保護の法律に精通することが必要となってきます。

ここでは、消費者保護法制のうち、消費者契約法と特定商取引法について、関連部分を解説します。

消費者契約法がかかわる範囲

近年、消費者保護に関する関係法規の整備がなされてきており、この点に関する一般法ともいべき消費者契約法が平成13年4月1日に施行されています。

この法律は、まず、「消費者」と「事業者」が締結する契約（「消費者契約」という）すべてに適用されるところに特徴があります。ちなみに、ここでいう「消費者」とは事業者を除く個人のことであり、「事業者」とは、法人形態をとっているか否かにかかわらず事業を行なう者で、その契約がその者にとって事業としての契約である者を指します（消費者契約法2条）。

また、同法では契約の類型も問われていません。商品の売買であれ、施設・システムの利用契約であれ、サービスを提供する契約であれ、「消費者」と「事業者」との間で交わされる契約であれば「消費者契約」に該当し、本法が適用される仕組みとなっています。すなわち、いわゆる「B to C取引」（B:Business、C:Consumer）に該当すれば、当然に消費者契約法が適用されることになるわけです（図4）。

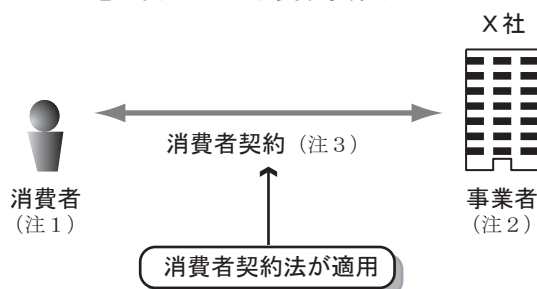
消費者契約法による規制

次に、消費者契約法に定められている事項について解説します。

これまで、消費者契約における事業者と消費者の交渉力の格差に由来するトラブルは再三問題視されてきましたが、民法上の詐欺や強迫の立証には困難が多く、消費者にとって明らかに一方的に不利と思われるような条項が契約中に存在しても、民法上の信義誠実原則や公序良俗に反して無効であること（民法1条、90条）を消費者側で主張・立証しなければならず、消費者側がトラブルを問題とするには大きな困難がありました。

そこで、この法律では、詐欺、強迫の立証を容易にするべく、その抽象的な要件を類型化、客観化するとともに、無効とすべき不当な条項について相当程度の類型化を行なっています。

■図4 電子商取引と消費者契約法



◆B to C取引であれば消費者契約法が適用される

注1：消費者……事業者を除く個人

注2：事業者……事業として契約を結んだ者。法人でも個人でもよい

注3：消費者契約……商品の売買であれ、施設・システム利用契約であれ、「消費者」と「事業者」との事業に関する契約

1) 取消権の行使

まず、 についてですが、民法上の詐欺(民法96条)が明確には立証できない場合でも、消費者は、事業者が a)重要事項について事実と異なることを告げたこと(消費者契約法4条1項1号)、b)将来の利益等についての断定的判断を提供したこと(同項2号)、c)消費者にとって利益となる事実は告げるが、不利益となる事実を告げなかったこと(同条2項)により、重要事実を誤認して契約を申し込んだり、あるいは承諾を与えたりした場合、その契約を取り消すことができることとなりました。

ただし、この法律に基づく取消権については、その行使期間について、「追認をすることができる時から6カ月」

で時効消滅するとともに(民法の場合は5年)除斥期間についても「契約の締結の時から5年」として(民法の場合は20年)民法上の詐欺・強迫取消権のそれよりも大幅に短縮されています(消費者契約法7条)。これは、事業者の責任を加重した分、均衡を図ったものといえます。

2) 損害賠償の定め

次に、消費者にとって一方的に不利で不当と思われる条項のうち、とくに損害賠償の定めについて事業者に「不当に有利」な条項が類型化されました。

具体的には、事業者について、

債務不履行責任、不法行為責任に基づく損害賠償義務の全部を免除する条項
債務不履行責任、不法行為責任に基づく損害賠償責任の一部を免除する条項(ただし、故意または重大な過失による場合に限る)

瑕疵担保責任の全部を免除する条項(ただし、別に瑕疵のないものに取り替えたり修補する特約が定められていたり、別の事業者が瑕疵担保責任を負い、瑕疵のないものに取り替えたり修補する責任を負うこととされている場合を除く)

は、無効となります(消費者契約法8条)。

■図5 消費者契約法の内容

I. 詐欺・強迫の立証を容易にすべく、抽象的な要件を類型化、客観化

民法上の詐欺が明確に立証できない場合でも、以下のような場合は契約を取り消すことができる

- ①事業者が重要事項に事実と異なることを告げた
- ②事業者が将来の利益などについて断定的な判断を提供した
- ③事業者が消費者にとって利益とは異なる事実を告げるが、不利益となる事実は告げなかった

①～③のいずれかにより、重要事実を誤認して契約を結んだ場合

注：取消権を行使できる期間は民法よりも短い

II. 無効とすべき不当な条項の類型化

当事者にとっては一方的に不利と思われる条項(特に損害賠償の定め)を類型化し(以下の具体例を参照)、それらが無効とした

- ①債務不履行責任、不法行為責任に基づく損害賠償義務の全部を免除する条項
- ②債務不履行責任、不法行為責任に基づく損害賠償義務の一部を免除する条項
- ③瑕疵担保責任を免除する条項
- ④消費者の損害賠償額が予定されているもので、その額が著しく消費者に不利なもの
- ⑤民法・商法よりも消費者の権利を制限したり、義務を加重する条項のうち、その制限・加重が信義則に反するもの

逆に、消費者の損害賠償額が予定されている条項についても、以下に示す部分については無効とされます。

消費者契約の解除に伴い消費者が支払うべき損害賠償の額が予定されている場合、それがその契約の解除に伴いその事業者に生ずべき平均的な損害の額を超えていると、その超える部分（消費者契約法9条1号）ある契約に基づき消費者が支払うべき金額を、その消費者が支払わない場合における損害賠償の額が予定されている場合、支払うべき日の翌日から支払いをした日までの日数に応じ、支払うべき金額から既払い金を控除した額に年14.6%の割合を乗じて計算した遅延利息の金額を超えていると、その超える部分（同条2項）。

その他、民法、商法よりも消費者の権利を制限したり、義務を加重したりして、消費者の利益を一方的に害するもので、その程度が民法1条2項の権利行使や義務履行は信義誠実に行なわれなければならないとの原則に反するもの（消費者契約法10条）。

特定商取引法による規制

次に、「特定商取引法」による規制について解説します。

インターネット上で行なわれる売買は、特定商取引法上の「通信販売」にあたり、同法の適用を受けることとなります（平成13年6月1日から、訪問販売法が改正され、特定商取引法となりました）。

1) 表示事項に関する規制

前払い式の通信販売については特定商取引法で通販業者に書面通知義務が課せられていることは先述のとおりですが、同法では、他に通信販売広告の表示事項について規制が置かれています。

通信販売広告とは、販売業者が、広告を通じ

て通信手段で申し込みを受けることを明らかにし、消費者がその表示により購入の申し込みができる形態のものをいい、この形態をとっていけば広告で使用するメディアの種類は問わないものと解されています。

したがって、ホームページ等を使用して商品等の広告を行なうことは、通信販売広告に該当することになります。そして、この場合、特定商取引法11条ではトラブル防止の見地から、販売条件の表示を義務付けています。同条により表示義務の対象となる項目は次のとおりです（図6）。

商品の販売価格等（販売価格に商品の送料が含まれない場合には、販売価格および商品の送料）

商品の代金等の支払いの時期および方法
商品の引渡時期等

商品の引き渡し、または権利の移転後におけるその引き取り、または返還についての特約に関する事項（その特約がない場合についてはその旨）

販売業者等の氏名または名称、住所および電話番号

販売業者などが法人である場合、その代表者または責任者の氏名

申し込みの有効期限があるときは、その期限

販売価格等以外に購入者等の負担すべき金銭があるときは、その内容およびその額

商品に隠れた瑕疵がある場合の販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容

商品の販売数量の制限その他の特別の商品の販売条件等があるときは、その内容
広告の表示事項の一部を表示しない場合で、特定商取引法11条但書の書面を請求した者に当該書面に係る金銭を負担させるときは、その額

ただし、その広告に、請求によりこれらの事項を記載した書面(または電子データ)を遅滞なく交付する旨の表示をする場合には、経済産業省令で定めるところにより、これらの事項の一部を表示しないことができます(特定商取引法11条但書)。

2) 誇大広告等の禁止

通信販売を行なう場合には、

商品の性能もしくは効能、役務の内容もしくは効果または権利の内容もしくはその権利に係る役務の効果

商品の引渡または権利の移転後におけるその引取りまたはその返還についての特約

商品、権利または役務についての国または地方公共団体の関与

商品の原産地もしくは製造地または製造者名

特定商取引法11条各号に掲げる事項について、著しく事実と相違する表示をし、または実際のものよりも著しく優良であり、もし

くは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならないと規定されています(誇大広告の禁止。特定商取引法12条)。ちなみに、この規定に違反した場合には、100万円以下の罰金に処せられることとなります(特定商取引法72条3号)。

また、この規定に違反する行為は主務大臣による指示(特定商取引法14条)や業務禁止命令(特定商取引法15条)の対象となり、これらの指示や命令に違反した場合には100万円以下の罰金(指示違反の場合、特定商取引法72条2号)あるいは2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、またはこれらの併科に処せられます(業務停止命令違反の場合、特定商取引法70条2号)。

なお、訪問販売や電話勧誘販売には、特定商取引法上、クーリング・オフ権が規定され、一定期間内であれば申し込みを無理由で撤回することなどが認められていますが、通信販売において同様の規定はなく、クーリング・オフ権は認められていません。

■図6 特定商取引法に基づいた広告のモデルケース

販 売 業 者	(株) ○△書店
運 営 統 括 責 任 者	□□太郎
所 在 地	〒150-0001 東京都渋谷区△△町*-*-*
電 話 番 号	03-3***-****
商品代金以外の必要料金	送料・消費税
申し込みの有効期限	基本的に無制限。ただし、商品により変わる場合があります
不 良 品	着払いによる返送を受けた後に良品と交換
販 売 数 量	限定なし
引 き 渡 し 時 期	銀行振込・郵便振替の場合：3～10日、代金引換：2～5日
お 支 払 い 方 法	銀行振込・郵便振替・代金引換
お 支 払 い 期 限	銀行振込・郵便振替：ご注文後(前払い方法) 代金引換の場合：お客様が商品を受け取るとき
返 品 期 限	返品はお断りしております
返 品 送 料	返品はお断りしております

注：商品の販売価格、送料についても商品紹介ページなどに入れておかなければならない。例えば、「販売価格は各商品ページに記載」との文章をこの表の下につけ足すとよい

3 . インターネット上の名誉・プライバシー侵害

ネット上で誹謗中傷等が行なわれた場合の対応策

インターネットの普及によって、新たなコミュニケーションの可能性がもたらされましたが、その反面、かつての特定人对特定人の間の双方向的なコミュニケーション(手紙や電話等)や、特定の一組織が不特定多数に向かって行なう一方的なコミュニケーション(新聞、放送等)においては見られなかった新たな問題が生じています。

この問題の一つが、インターネット上において、他人の名誉やプライバシーを侵害したり、著作権や商標権を侵害する等の他人の権利を侵害する情報が発信された場合の被害をどのように救済し、被害拡大を防止するかというものです。

インターネット上における知的財産権侵害の問題は次号に譲ることとし、本号においては、例えば、インターネット上の掲示板において、自企業の名誉を毀損する発言やプライバシーを侵害する情報等が書き込まれた場合を想定し、その対処方針を紹介します。

ネット上で生じる名誉毀損の問題

まず、インターネット上においても名誉毀損やプライバシーの侵害がされうることには異論がないところです。「名誉」とは自己についての社会的評価であり、これを低下させる行為は当然名誉毀損に当たります。プライバシーについてはさまざまに定義されるものの、一定の企業秘密等が漏洩されるような場合、これが違法な行為となることは、オフラインの実世界においてもインターネット上においても何ら変わりはありません。

そして、名誉についていうならば、名誉毀損者に対して、損害の賠償を求めることができますし、名

誉を回復するための措置として、場合によっては、謝罪や書き込まれた情報の削除を求めることも可能です。

しかしながら、インターネット上の名誉毀損は、匿名で行なわれることが多いことが最大の特徴です。つまり、被害者として権利侵害情報の発信者に情報の削除や発言の停止、損害賠償あるいは謝罪を求めようとしても、発信者が匿名のため、発信者側のプロバイダーを通じて対処を申し入れるしか手段がなく、プロバイダー側が氏名やIPアドレス(インターネット網の中で、通信相手を識別する番号)など、発信者に関する情報を明らかにしない場合には、プロバイダーの責任を追及するより方法がありません。

従来、プロバイダーに対しては、情報発信者に関する情報を開示するよう、さまざまな要請がなされてきましたが、プロバイダー側は、電気通信事業法上の「通信の秘密」に該当するとして、回答を拒絶するという対応をとってきました。したがって、裁判所の令状に基づく強制捜査がなければ、プロバイダーは、電気通信事業法4条の「通信の秘密」を根拠に、投稿者の住所・氏名等を開示することはほとんどありません。

この「通信の秘密」には、通信の内容だけでなく通信当事者の氏名や住所も含むと考えられ、通信の秘密を侵した場合の罰則もあります(同法104条)。したがって、プロバイダーが契約者の住所や氏名を被害者に教えてしまうと、「通信の秘密を侵した」として契約者から訴えられたり、刑事処分を受けたりする可能性もあるわけです。

実際、筆者も、かつて、弁護士法23条の2に基づく照会 弁護士が弁護士会を通じて、公務所また

「2ちゃんねる」裁判の経緯

「2ちゃんねる」(<http://www.2ch.net>)は、1日あたり約80万件の書き込みがあるインターネット上の巨大掲示板である。書き込みの際には、氏名・メールアドレス・ユーザーIDなどを記載する必要はなく、また、掲示板設置者サイドもIPアドレスなどの接続情報を原則として保存していないとし、「気兼ねなく会社・学校・座敷牢からアクセスできるように、発信元は一切分かりません。お気楽ご気楽に書き込んで下さい」としている。

他方、掲示板設置者は、氏名・住所とメールアドレスを公開したうえで、「削除の最終責任は管理人にあります」「訴状、苦情は管理人へ直接お願いします」「裁判がどうたらという脅しメールが来てうざいので、文句があったら訴状を送りつけて下さい」などとしている。

2ちゃんねるでは、特定のテーマごとに個別の掲示

板が300種類以上存在し、各掲示板には個別の話題ごとに数百個のスレッド(特定の話題に関する一連の書き込み)が存在する。そして、誰でも無料で閲覧できるほか、書き込みや、新しくスレッドを作って発言することもできる。

平成13年1月以後、この2ちゃんねるの「ペット大好き掲示板」に「悪徳動物病院告発スレッド!!!」が作られ、特定の動物病院や獣医の実名を挙げたうえ、「えげつない病院」「動物実験はやめてください」「過剰診療・誤診・詐欺・知ったかぶり」「被害者友の会」「腐敗臭」等々の書き込みがされた。

当動物病院側は、これらの書き込みの削除を求めたが受け入れられず、2ちゃんねるでは、かえってこの削除の依頼を揶揄・侮辱する発言が書き込まれたため、結局、掲示板設置者に対し、書き込みの削除と損害賠償を求めて訴訟を提起したのである。

は公私の団体に照会して必要事項の報告を求める制度を用いて、発信者情報の開示を求められたプロバイダーの相談に応じたことがありますが、その際も回答を拒絶するように指導しました。

一方、被害者サイドとして、どうしても直接の加害者を知りたい場合は、警察に対する被害届や告訴状を提出し、捜査機関が裁判所の令状に基づいて強制捜査を行なうことを願うしかありませんでした。ただ、この場合も投稿内容があまりに激烈で、例えばいたずら電話やいたずらメールなどの二次的被害を引き起こしているような場合以外、捜査機関の対応は遅く、必ずしもすべてのケースで有効な手段となるとはいいい難いのが現状です。

そのため、最近ではプロバイダーの責任を問う例が増えています。平成14年6月26日、東京地方裁判所は、インターネット上の掲示板「2ちゃんねる」に関し、都内の動物病院等が、掲示板の設置者に対して、名誉を毀損する発言の削除と損害の賠償を求めた事件において、掲示板設置者に対し、発言の削除と損害賠償の一部を認める判決を言い渡しましたが、このような紛争もこの一例といってよいでしょう。

プロバイダー責任法の規定

この点については、平成13年11月、いわゆるプロバイダー責任法(「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」)が成立し、平成14年5月から施行され、これによって、プロバイダーの責任の範囲等が立法的に解決されたという誤解も多いのが事実です。

しかしながら、プロバイダー責任法は、プロバイダーが、どのような場合に責任を負うことになるかを規定したものではありません。むしろ、プロバイダー責任法は、インターネット上において他人の権利が侵害されたとき、プロバイダーは、権利を侵害する情報を削除する等の措置を講ずることが技術的に可能な場合で、かつ、プロバイダーが他人の権利が侵害されていることを知っていたときか、知ることができた場合でなければ責任を負わないとするもので、プロバイダーの責任を制限するものということが出来ます(その意味で、この法律は、「プロバイダー責任制限法」と呼称すべきとする指摘もあります)。

ただし、プロバイダー責任法は、被害者に対し、

権利を侵害する情報の削除と発信者の特定という2つの救済策を確保しています。

1) 情報削除の申し入れ

被害者は、まず、プロバイダーに情報の削除を申し入れることができ、プロバイダーは発信者に削除の可否を照会し、同意を得た場合や照会から7日以内に回答がない場合は情報を削除することができることとされました(プロバイダー責任法3条2項)。

この点、この条項は、このような場合に、書き込み等を削除しても、プロバイダーは、発信者との関係で責任を負わない旨を規定するに止まりますが、実際上は、被害者による情報削除の申し入れを有効な解決手法として導入したことになります。

2) 発信者の特定

ただ、発信者が不同意の回答をする等、プロバイダーが情報を削除しない場合、被害者は通常の民事訴訟などで解決を目指すこととなります。このため、被害者が発信者を特定するために氏名やIPアドレス等の開示を求めた場合、プロバイダーは発信者に確認しその同意を得て開示するが、同意が得られないとき、被害者は裁判所を通じ、プロバイダーに対し発信者情報の開示を請求することができることとされました。

これらは、自企業の名誉が毀損されたような場合の救済手段としては意味があるものといえ、今後、匿名による無責任な発言を抑止する効果も期待できるでしょう。

掲示板管理者の責任

しかしながら、先述のとおり、プロバイダー責任法は、プロバイダーがどのような場合に責任を負うかを規定したものではありません。被害者としては、プロバイダーが名誉毀損表現の削除を行なわ

ず、また、発信者が特定できないような場合、プロバイダーを直接の相手方として、データの削除や損害賠償を請求するほかにないこととなります。

そして、このうち、損害賠償は、「プロバイダーが、表現を削除しなければならない義務を負っているのにその義務を行なわず、その結果発生した損害」の賠償を求めるものであるため、結局、どちらの問題もプロバイダーが表現を削除しなければならない義務を負うのか、また、どのような場合にその義務を負うのかという問題に収斂することとなります。

先述した「2ちゃんねる」事件の判決は、正にこの点に関するものでした。東京地方裁判所は、「2ちゃんねる」設置者が、掲示板を設置・運営・管理し、掲示板にされた発言を削除する権限を有していること、いかなる場合に掲示板にされた発言の削除を求めることができるのかの内規が不明確なこと、匿名での発言を認め、発言者情報が漏洩することのないことが保証されていて、他人の権利を侵害する発言が数多く書き込まれることが容易に推測できること等を指摘し、掲示板管理者は、名誉毀損表現がされていることを知ったとき、または知り得るとき以後は、名誉毀損表現を削除すべき条理上の義務を負うとしました。なお、掲示板設置者はこの判決を不服として、東京高等裁判所に控訴しています。

掲示板管理者による「記載削除」

この問題の最大のポイントは、記載内容が真実であるか否かについて不明な段階で、掲示板設置者が、発言者の同意なく、記載を削除することができるかという点にあります。

つまり、他人の名誉を毀損する表現も、公共性と公益性が認められ、また、内容が真実であれば違法とはならないが、掲示板設置者は、掲示板に書き込まれた発言内容が真実であるかどうかの判断資料をもたず、したがって、それらが適法な書き込みである可能性もあり、そうである以上、発言者の同意

なく発言を削除することは、発言者の表現の自由を侵害する可能性もあるというわけです。

この点に関し、東京地方裁判所は、名誉毀損表現が真実であるかどうか等について、被害者と掲示板設置者との関係では、掲示板設置者サイドが証明する責任を負い、真実であること等を証明できない以上は、記載を削除する義務を負うと判断しました。

これについては、被害者の被害回復方法は他にないこと等が重く考慮されたと思われませんが、この判決の基準による場合、例えば、インターネット上の掲示板において政治家の贈収賄行為に関する書き込み等がされた場合、掲示板設置者は、それが真実であることの証明資料を保有していることはあり得ず、結局、ほぼ例外なくそれを削除しなければならない義務を負うこととなってしまうことになりま

す。これについては、言論のあり方を考慮するときに異論が出るところでしょう。

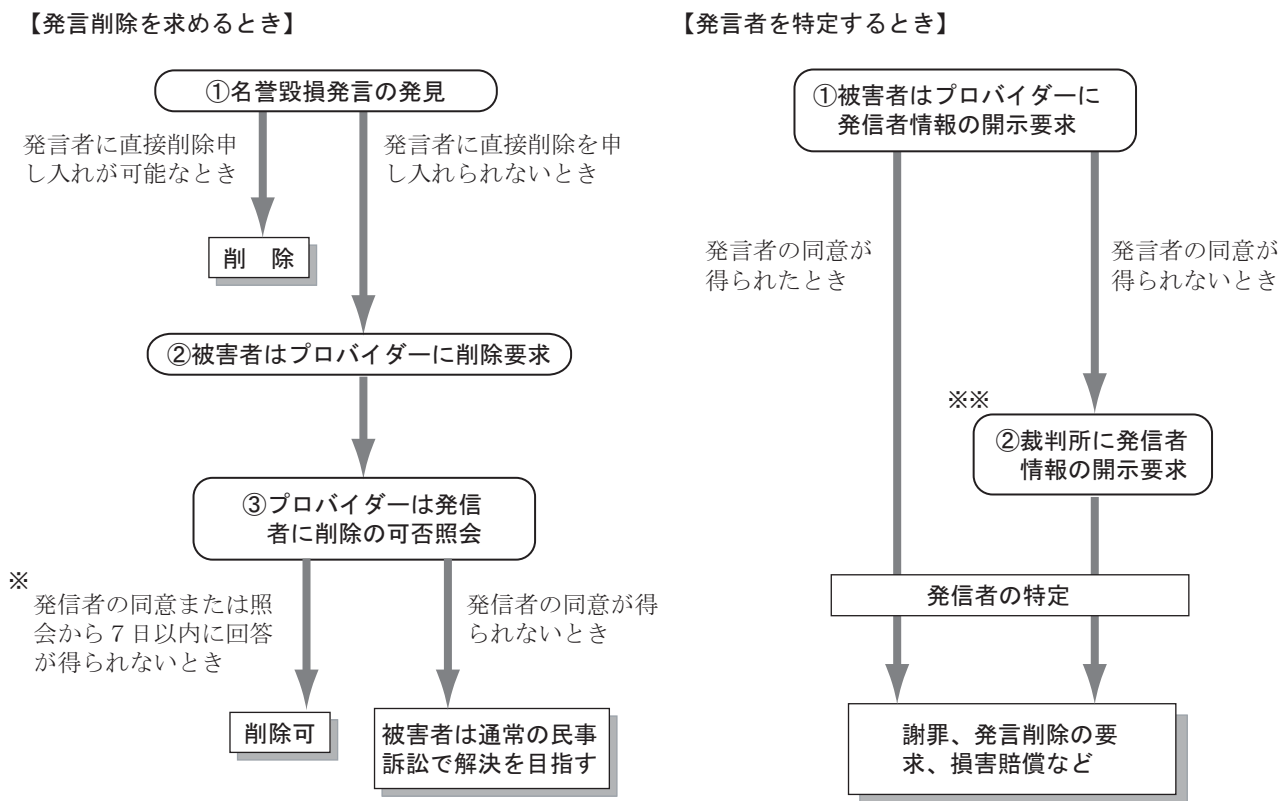
ネット上での名誉毀損発言への対処

「2ちゃんねる」判決の当否はともかく、インターネット上での名誉毀損発言がされた場合の対処方法は図7のようにまとめることができます。図7を見ておわかりいただけるように、ネット上で名誉毀損発言がなされた場合には、発言の削除を求めると、発言者を特定することが重要です。

1) 発言削除を求めるとき

被害者が発言者に直接削除を申し入れられ、それが受け入れられればよいのですが、発言

■図7 インターネット上で名誉毀損発言がなされた場合の対処法



※ただし、法的手続きが一層の名誉毀損発言を助長する可能性もあるので、無視・黙殺という対応も検討すべき

者に対して削除を申し入れられないケースが問題となります。その場合、プロバイダーに削除を要求することになるわけですが、プロバイダーも、プロバイダー責任法3条2項により、発言者との関係で責任を負わない場合が規定されています(図7)。

このケースでは、プロバイダーを通じて削除が可能ということになります。また、プロバイダーを通じて削除が拒否された場合、通常の民事訴訟で解決を目指すこととなります。

2) 発言者を特定するとき

単に発言の削除を求めだけでなく、相手方に謝罪を求めたり、場合によっては損害賠償を請求する場合には、この「発言者の特定」が必要になります。この場合、被害者は発言者の氏名等の情報をプロバイダーに開示するよう求め、プロバイダーが発信者の同意を得られない場合には、裁判所を通じ、プロバイダーに対し発信者情報の開示を請求することができます(プロバイダー責任法4条:図7)。

次いで、発言が削除されない場合、プロバイダーに対して削除を請求することとなるわけですが、この際には、必ず削除を求める発言を特定することが必要です。先述の東京地方裁判所判決の基準によると、この段階でプロバイダー側は発言を削除する義務を負うこととなり、これに従わない場合、プロバイダーはこれによって生じた損害を賠償する責任を負うことになるわけです。

また、発言者が特定された場合、その発言者に対し損害の賠償や、名誉を回復するための措置として、謝罪や、(技術的に可能であれば)発言の削除等を求めることとなります。

「無視・黙殺」が有効なケースも

ただし、これらの方法によることが賢明でない場合もあります。名誉毀損に対し認定される賠償額

(慰謝料や企業損害)は高額ではなく、刑事罰(ことに実刑)が科されることは実際にはまれです。

そのため、何らかの法的手続をとることが被害の抑止につながるどころか、かえって一層の名誉毀損発言を助長することにもつながりかねません(上述の「2ちゃんねる」訴訟においては、訴訟提起の後、掲示板においてさらなる名誉毀損表現が相次ぎ、また、被害者に対しては無言電話が頻繁にかかってきたようです)。

インターネット上における書き込み等には、建設的な反論はもちろん、法律上の諸手続によって対抗するにはあまりに馬鹿馬鹿しいものも少なくなく、いずれにしても、無視し黙殺するという方法も選択肢に加えたほうが良いケースも多いのが事実です。

以上、本号においては、インターネット上の商取引に関するポイントと、インターネット上で名誉が毀損された場合の対処方法などについて概説しました。ただ、インターネットにまつわる法律問題は、次号において紹介する知的財産権の問題を別にしても、これらに限られるわけではありません。

ただし先述したとおり、インターネットの世界においても、オフラインでの実世界に関する法規制が前提となり、これの修正や応用がされているのが実際であり、インターネット上での事業を展開する場合、一般的な法知識が不可欠であることは当然です。日常的に、これら法規制に対する意識を持ちつつ、必要に応じ、専門家に対し適切なアドバイスを求めることも必要になるでしょう。

ネット上の名誉毀損に関するこれまでの判例

1) 東京地方裁判所平成9年5月26日判決

(思想フォーラム事件・第1審)

初のオンラインでの誹謗中傷事件として注目を集めた。インターネット上のホームページではなく、パソコン通信に類するオンラインでの会議室における議論が問題となったもの。管理者の責任に関し、契約に基づく削除義務は認められないとしたが、「条理」により削除の義務を導く判断を行ない、後の裁判例にも大きな影響を与えた。

2) 東京地方裁判所平成11年9月24日判決

(都立大学事件)

都立大学で教官が運営するネットワーク内に作成されたホームページに、大学内で対立する学生同士の衝突に関する名誉毀損表現がされ、実名で名指しされた者が、大学等を訴えた事件。1)の判決と同様の法解釈を行なった。

3) 東京高等裁判所平成13年9月5日判決

(思想フォーラム事件・控訴審)

1)の控訴審判決。契約に基づく一般的な削除義務は否定しつつ、例外的な条理上の削除義務を肯定し、この点に目新しい判断はないが、1)と異なり、管理

者の責任を否定した。

名誉毀損がされた場合、本来、加害者と被害者との間で、民事・刑事の責任追及を行なうのが筋道だとし、思想フォーラムという性質上、激しい論争や誹謗抽象的な発言が発生することを見込み、管理者の裁量判断において大きな逸脱はないとしたものである。

4) 東京地方裁判所平成13年8月31日決定

(日本生命仮処分事件)

「2ちゃんねる」で日本生命保険相互会社に対する誹謗中傷発言が繰り返され、同社は、掲示板管理者に対し、一連の書き込みの削除を求めて仮処分を申請したもの。決定は日本生命側の主張をほぼ認め、指定されたすべての書き込みの削除を認めた。

5) 東京地方裁判所平成13年8月27日判決

(本と雑誌のフォーラム事件)

「ニフティ」の本と雑誌のフォーラムにおいて、名誉を毀損されプライバシーを侵害されたと主張する者が、ニフティのみを相手方として損害賠償を求める訴訟を提起したもの。判決は、そもそも発言内容が、名誉毀損等に当たらないとして、ニフティの管理者責任に触れることなく、原告の請求を棄却した。

筆者紹介

宮本 督 Tadashi Miyamoto

1970年生まれ。95年東京大学文学部卒、司法試験合格。98年弁護士登録（第二東京弁護士会）。2001年中島・宮本法律事務所設立。知的財産権問題、労働問題、ゴルフ場・ゴルフ会員権問題に詳しい。著書に、『Q & A改正派遣法早わかり』（税務経理協会〔共著〕）『図解 e ビジネス・ロー』（弘文堂〔共著〕）などがある

内容についてのお問い合わせ
中島・宮本・畑中法律事務所
TEL 03-5537-7878
E-MAIL miyamoto@nakashimalaw.com

シリーズ紹介

vol. 1（2002年8月発行）

ネット取引の契約設立から名誉毀損まで

電子商取引における「契約の成立」に関する問題
インターネット上の取引と消費者保護
インターネット上の名誉・プライバシー侵害

vol. 2（2002年9月発行）

E ビジネスと知的財産権

E ビジネスと著作権
ドメインネームと商標法
不正コピー・アクセスと法

ビジネストピックス 別冊

シリーズ インターネットをめぐる法律問題

vol.1 ネット取引の契約成立から名誉毀損まで
2002年8月1日発行

発行

みずほフィナンシャルグループ

富士総合研究所 FORUM-M 竹橋事務局
〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3
TEL 03-5281-5433 FAX 03-5281-5480

©富士総合研究所2002 無断転載を禁ず

『ビジネストピックス』バックナンバーのご案内

バックナンバーのご請求はFORUM-Mホットラインまで（TEL.03-5281-5640）

【法 務】

- No.60 2001年9月
自己株式の取得・保有・処分と消却 - 平成13年商法改正による金庫株の解禁 -
- No.65 2002年2月
事業再構築と人事上の法律問題 - 解雇・労働条件変更ルールのポイント -
- No.66 2002年3月
建物賃貸借の法律問題 - 確認しておきたい権利関係のポイント -
- No.69 2002年6月
「平成14年商法改正案」の概要 - 経営手段の多様化、経営の合理化に対応 -

【税 務】

- No.63 2001年12月
事業承継に役立つ財産評価 - 「土地等」を相続する際の評価実務 -
- No.67 2002年4月
平成14年度税制改正の概要 - 企業活動の活発化・事業承継の円滑化を後押し -

【人事労務】

- No.59 2001年5月
年俸制導入の実務対応 - 設計・運用の留意点 -
- No.61 2001年10月
知っておきたい労災保険の実務 - 事業主から見た留意事項 -
- No.62 2001年11月
新しい企業年金の導入のポイント - 確定給付企業年金と確定拠出年金の概要と留意事項 -
- No.64 2002年1月
派遣労働者の雇用管理 - 受け入れ企業の留意点 -
- No.68 2002年5月
「個別労働紛争」の未然防止策 - 紛争解決制度の概要と企業の留意点 -
- No.70 2002年7月
「改正育児・介護休業法」の実務対応 - 事業主が講ずべき措置と規程例 -

【経 営】

- 別冊 2001年6月
取締役の地位と職務
- 別冊 2001年7月
取締役制度の変容と商法改正
- 別冊 2001年8月
取締役の処遇と規程
- 別冊 2002年1月
経営強化のための事業再編 - （事業再編の基本、株式交換・移転制度）
- 別冊 2002年2月
経営強化のための事業再編 - （会社分割制度、MBO）
- 別冊 2002年3月
事業再編の税務対応（組織再編税制、連結納税制度）

【会 計】

- 別冊 2001年1月
「会計ビッグバン」が企業経営を変える（国際会計基準・キャッシュフロー）
- 別冊 2001年2月
「会計ビッグバン」で経営強化 - （連結会計・税効果会計）
- 別冊 2001年3月
「会計ビッグバン」で経営強化 - （時価会計・退職給付会計）

別冊 ~ の改訂版およびの増補版は会員ホームページ【<http://www.forum-m.jp/special/topics/>】においてご覧いただけます